

くるみん認定企業の取組

「くるみん」認定マーク



株式会社 鈴木ハーブ研究所

◆ 本社所在地	那珂郡東海村	◆ 業種	小売業
◆ 労働者数	45 人 (男性 5 人 / 女性 40 人)		(令和 7 年 6 月 26 日現在)

■ くるみん認定に係る取組状況

(1) 行動計画の期間、目標及び取組について

①計画期間 令和 2 年 5 月 1 日から 令和 7 年 4 月 30 日

②目標及び結果

【目標 1】 計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。
男性社員…計画期間中に 1 人以上取得する。

【結果】

管理職を対象とした研修を実施後各部署内にて周知し、取得希望者を対象とした講習会を実施した結果、男性社員が第一子と第二子の育児休業を取得

- ・ 令和4年9月20日～令和4年10月10日取得（第一子）
- ・ 令和6年9月29日～令和6年10月27日取得（第二子）

令和7年2月3日～令和7年3月3日取得

【目標 2】

- ・ 妊娠中や産休・育休業後の社員のための支援相談窓口を設置する。
- ・ 育児休業後に社員が復帰しやすくするため、休業中の社員に資料送付等による情報提供を行う制度を令和 7 年 4 月までに導入する。
- ・ 育児休業をした社員を対象とする教育訓練制度を令和 7 年 4 月までに導入する。

【結果】

令和2年5月～支援相談窓口を総務部に設置
資料送付の際にハガキや葉などを同梱し会社情報をメールなどで提供
復職後は新商品研修を実施

【目標 3】 地域の子どもの会社見学及び若者のインターンシップの受け入れを行う。

【結果】

地域の大学や協会、弊社ホームページなどにインターンシップ情報を発信

- ・ 令和2年2月27日インターンシップ実施22人参加
- ・ 令和3年12月15日 1人参加
- ・ 令和4年2月28日～3月4日 3人参加
- ・ 令和5年2月13日～2月17日 2人参加
- ・ 令和5年9月11日～9月15日 1人参加

(2) 認定基準（くるみん認定基準）に係る取組状況

①計画期間内の育児休業取得率

i) 男性（認定基準：男性労働者の育児休業等取得率 30%以上）

100 %

ii) 女性（認定基準：男性労働者の育児休業等取得率 75%以上）

125 %

②労働時間等働き方

i) 法定時間外労働及び法定休日労働時間の平均が各月45時間未満

ii) 月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者はいない

③育児のための法を上回る短時間勤務制度等

柔軟な働き方を実現するための措置

3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員は、柔軟な働き方を実現するために申し出ることにより、次のいずれか1つの措置を選択して利用することができる。

1 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ

2 短時間勤務

■認定を受けてのコメント

今後も、従業員が働き続けやすい職場環境の整備や、次世代の子供たちが健やかに育まれる社会の実現に向け、積極的に取り組んでまいります。